

閲覧用

## 吾妻東部衛生施設組合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

吾妻東部衛生施設組合管理者

(法人番号 5000020108405)

吾妻東部衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、吾妻東部衛生施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第6条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、管理者部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 令和7年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成27年度の実績（1人）

より1人引き上げ、2人以上にする。

(2) 令和7年度までに、女性職員の人数を1人以上にする。

(3) 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、管理者部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 令和3年度より採用試験を実施する場合は、近隣高等学校へ職員採用試験要項を配布する。

(2) 令和3年度より女性職員を採用する場合は、速やかに出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。

(3) 令和3年度より、出産を控えている全ての職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）に関する情報を配布する。

(以上)